



# スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 遵守状況の自己説明

サマリー

2024年7月

# 規程一覧

## ガバナンスコードの規定一覧

原則 1 基本計画の策定・公表

原則 2 役員等の体制整備

原則 3 必要な規程の整備

原則 4 コンプライアンス委員会の設置

原則 5 コンプライアンス教育の実施

原則 6 法務・会計等の体制の構築

原則 7 適切な情報開示の実施

原則 8 利益相反の適切な管理

原則 9 通報制度の構築

原則 10 懲罰制度の構築

原則 11 紛争の迅速かつ適正な解決

原則 12 危機管理・不祥事対応の体制の構築

原則 13 地方組織等への指導・助言・支援

# 原則 1 基本計画の策定・公表

# 1

# 基本計画の策定・公表

原則 1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。

- 1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること
- 2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表
- 3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること

2023-2028 中長期計画を策定し公式ホームページで公表を行なっている。



**JTUが目指す世界**

社会的な期待、責務、トライアスロンの普遍的な価値を踏まえ、JTUは「だれもが生涯スポーツとして健康的にトライアスロンを楽しむ」世界の実現 を目指します。

**JTUが目指す世界** **だれもが生涯スポーツとして健康的にトライアスロンを楽しむ**

- だれもが  
ジェンダーなど不平等の解消  
共生社会の実現/地方創生/国際交流
- 生涯スポーツ  
スポーツを通じた健康増進
- 健康的に  
自然環境保全 心身の安全安心確保

JTUの役割	JTUの目標	JTUの約束
<b>普及</b> それぞれのライフステージに寄り添った競技環境の実現	<b>普及</b> 登録会員 <b>5万人</b>	<b>登録会員</b> トライアスロンを楽しむ・強くなる環境を提供します
<b>強化</b> 持続的なメダルポテンシャルアスリートの育成強化	<b>強化</b> オリンピック・パラリンピックメダル獲得	<b>加盟団体</b> 様々な普及事業の推進をサポートします
<b>組織</b> スポーツ界をリードする信頼されるグローバルな組織の確立		<b>パートナー企業</b> 企業価値向上に向けた取組みをサポートします
		<b>自治体・関係団体</b> 社会課題の解決に向けた取組みをサポートします

# 基本計画の策定・公表

原則 1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。

- 1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること
- 2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表
- 3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること

2023-2028 中長期計画を策定し公式ホームページで公表を行なっている。

## 組織の方針・取組テーマ

### 基本方針

- 組織ガバナンスの一層の強化
- 普及・強化を実現する組織の活性化
- 加盟団体の法人化による持続可能な実行体制の確立

### 取組テーマ

#### ガバナンス強化

- ・ 執行部会による経営状況の管理体制及び対策強化
- ・ 組織の透明化（情報開示 役員選挙 決裁権限 外部チェック体制）

#### 組織の活性化

- ・ 人材育成・登用による組織の活性化  
#ダイバーシティ #外部人材・有識者 #選手経験者 #次世代人材 #経営人材 #国際人

#### グローバル対応

- ・ IF等役員・委員・外部組織への人材輩出による情報力強化
- ・ 世界基準の組織・ルールの導入 #資格制度（審判・指導者等） #競技規則・組織体制

#### 持続可能な体制づくり

- ・ 持続可能な財務基盤の確立  
#マーケティングの活用 #会員収入増に向けた施策等（会費増等）
- ・ 安心安全な競技環境の整備  
#競技環境整備委員会の設置 #安全対策ガイドラインの整備
- ・ 加盟団体の法人化の推進



## 国際・グローバル化に関する主な取り組み

- 国際大会誘致（横浜5年計画 2024-2029）
- エイジグループ インバウンド施策の推進
- IF/AFへの役員輩出

## 財務健全性確保に関する主な取り組み

- NFマーケティングプログラムの推進
- 海外通貨（ドル）での参加収入の確保

## 人材育成に関する主な取り組み

- 事業毎ディレクター契約を推進。外部人材を積極的に登用。
- 海外研修制度への積極的な派遣（指導者/事業関連）

## 原則 2 役員等の体制整備

2

## 役員等の体制整備

原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

外部理事の目標割合（25%以上） 女性理事の目標割合（40%以上） 理事の在任期間の制限（原則10年以上）



目標25%に対し5%未達



目標40%達成

## 原則2 役員等の体制整備

原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

外部理事の目標割合（25%以上） 女性理事の目標割合（40%以上） 理事の在任期間の制限（原則10年以上）

### 理事定数 35 名 構成

アスリート委員会選出 2名



外部有識者 7名



地域ブロック選出 11名



他 理事 15名（内、パラリンピアン3名、オリンピック1名）



## 原則2 役員等の体制整備

原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

- ・役員候補者選考委員会を設置
- ・理事の在任期間の制限（原則10年以上）

### 役員候補者選考委員会

#### <委員会構成>

- ① 社員
- ② 参与・顧問
- ③ オリンピック、パラリンピック、  
世界選手権などに出場実績のある者
- ④ 外部有識者
- ⑤ 事務総長及び事務局長
- ⑥ 会長が委員として適任であると認められる者

[https://www.itu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/yakuinkohosenninkitei\\_20210401.pdf](https://www.itu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/yakuinkohosenninkitei_20210401.pdf)

### 役員選任規程

#### <年齢の制限>

18歳以上80歳未満でなければならない。

\*生涯スポーツという競技の特性上、幅広い年齢層の意見を収集するため

#### <継続の制限>

在任期間が同一職において連続 10 年を超えてはならない。

\*役員選任規程設置後の2021年6月より適用

\*ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではない。（1）当該理事が在任期間中にワールドトライアスロン(国際トライアスロン連合)及びアジアトライアスロン（アジアトライアスロン同盟）等の国際スポーツ組織の役職者として就任している場合（2）当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上及び中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事として務めることが不可欠である特別な事情があるとの「役員候補者選考委員会」の評価に基づき、理事として選任された場合

<https://www.itu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/12/yakuinsenninkitei.pdf>

## 原則3 必要な規程の整備

3

原則3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。



<https://www.jtu.or.jp/organization/documents/>

## 組織運営に必要な規程を整備し公表

定款、細則、経理規程等 25の規程を定めHPに公開

## 代表選考・選手の権利保護に関する規程

強化指定認定制度、全ての派遣大会の選考基準・  
出場基準アスリート委員会規程・ナショナルチーム行動規範等

## 審判の選考に関する規程

国際大会NTO選考関連書類  
国際審判 (TO) 海外派遣に関する規程  
国際審判 (TO) 資格取得および更新に関する規程  
技術代表 (TD)と審判長 (HR)の推薦と承認基準 等

## 原則 4 コンプライアンス委員会の設置

4

原則4 コンプライアンス委員会を設置すべきである。

コンプライアンス委員会と倫理委員会を設置し、リスク管理と啓発、違反事案発生時の体制を整備している。

## コンプライアンス委員会

理念や概念の啓発と普及・教育を担当

### <委員構成>

委員長：業務執行理事（1名）

委員：

指導者養成委員会選出（2名）

審判委員会（1名）

強化チーム（1名）

## 倫理委員会

倫理コンプライアンス規程に違反する事例の対処にあたる実務・執行の役割であり、理事会への審議依頼を行う。

### <委員構成>

委員長・副委員長：業務執行理事（2名）

委員：

常務理事（1名）

外部有識者（弁護士）（1名）

外部有識者（民間企業役員）（1名）

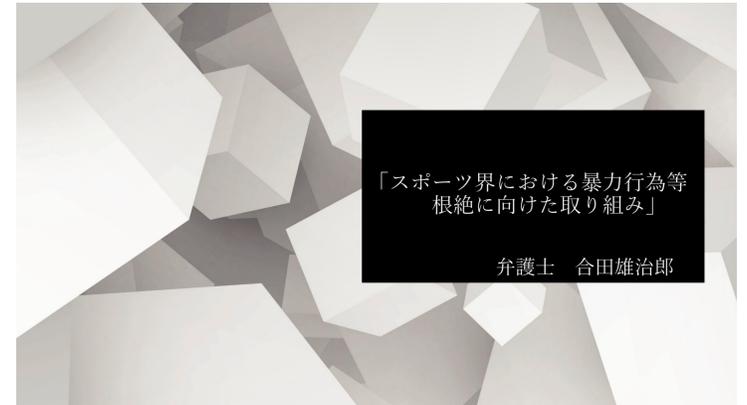
## 原則5 コンプライアンス教育の実施

5

原則5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。

NF役職員向け、選手・指導者向け、審判員向けに次の研修を実施している。

- トライアスロン コーチングシンポジウム
- パラトライスロン ミーティング
- 公認指導者インテグリティ研修会
- 加盟団体コンプライアンス連携推進会議
- ナショナルチーム・タレント・リージョン合宿 インテグリティ研修
- 技術・審判セミナー



## ■ スポーツ界におけるキーワード

- Integrity インテグリティ（高潔性、誠実性）
- Governance ガバナンス（組織統治）
- Health & Safety ヘルス・アンド・セーフティ（健康と安全）
- Sustainability サステナビリティ（持続可能性）

## 原則 6 法務・会計等の体制の構築

6

## 原則6 法務・会計等の体制の構築

原則6 法務，会計等の体制を構築すべきである。

- (1) 法律，税務，会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること
- (2) 財務・経理の処理を適切に行い，公正な会計原則を遵守すること
- (3) 国庫補助金等の利用に関し，適正な使用のために求められる法令，ガイドライン等を遵守すること

**弁護士・行政書士・公認会計士など有識者との日常サポート体制を構築し、適切な組織運営を推進。**

### 弁護士・行政書士

顧問弁護士と契約し、日常的な相談環境を構築するほか、理事に外部有識者として弁護士1名、監事に弁護士、特定行政書士を配置し、サポート体制を整えている。

### 公認会計士・税理士

会計事務所と顧問契約を締結。会計士・税理士と定例MTGを実施。財務・経理処理、国庫補助金の処理に適切な処理についての支援体制を構築している。

## 原則7 適切な情報開示の実施

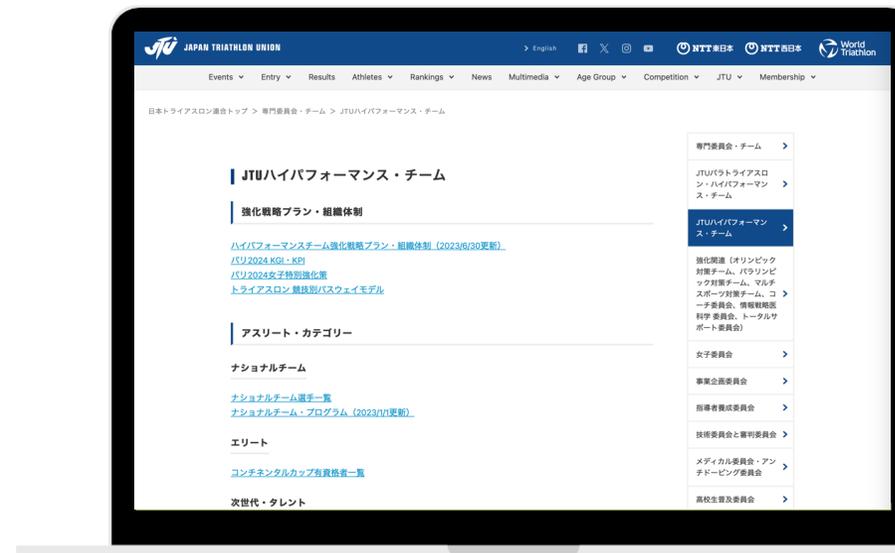
7

## 適切な情報開示の実施

原則7 適切な情報開示を行うべきである。

- (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと
- (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと
  - ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること
  - ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること

財務情報、ガバナンスコード、選考基準等 必要な情報を公式HPへ掲載し、適切に公開をしている。



## 原則8 利益相反の適切な管理

8

原則8 利益相反を適切に管理すべきである。

- (1) 役職員，選手，指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること
- (2) 利益相反ポリシーを作成すること

利益相反管理規程・利益相反ポリシーを設置・公表し、適切に管理を行なっている。

#### 「JTU 利益相反管理規程」

第1条（目的）  
この規程は、公益社団法人日本トライアスロン連合（以下「JTU」という。）の事業における権限の適正な行使を担保し、国民や社会からの信頼を確保することを目的とする。

第2条（定義）  
この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
①利益相反とは、ある行為により、一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為。他人の利益を図るべき立場にありながら、自己の利益を図る行為をおこなうことをいう。  
②直接取引とは、理事が自己または第三者のために JTU と取引をすることをいう。なお、このうち自己のためにする場合を自己取引という。  
③間接取引とは、理事が自己または第三者のために、理事以外の者との間において、JTU と理事の利益が相反する取引をいう。なお、JTU 側を代表する理事は、利益が相反する理事自身でない場合でも該当するものとする。\*1

第3条（競業禁止義務）  
理事が、自己または第三者のために、JTU の事業の部類に属する取引をしてはならない。

第4条（利益相反行為の禁止）  
理事は、JTU との利益相反行為を原則禁止とする。ただし、理事は、直接取引及び間接取引において利益相反行為となるおそれがある場合には、理事会に対して事前に取引内容を開示申請し承認を受けなければならない。\*2

2. 申告を受けた理事会は、速やかに理事を招集し、必要であれば申告人に対して取引の公正性を示す証拠類の提出を求め、利益相反行為に該当するのかを判断し決議をする。この場合、申告した理事は議決権を有しない。

3. 前項の決議に至った内容は議事録に記載し、直ちに申告のあった理事へ結果を報告する。なお、承認しない場合には、その理由を示さなければならない。

以上

#### 「JTU 利益相反ポリシー」

1、目的  
公益法人であるスポーツ競技団体の信頼性を確保するためには、営利法人である企業や関連する団体との関わりについて適正（いわゆる利益相反問題）に対応する必要がある。

2、利益相反の定義 \*1  
利益相反とは、利益相反は狭義の利益相反と義務相反とに分けられる。「狭義の利益相反」とは、外部からの重大な経済的利益等により、公益法人として必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる。又は損なわれたのではないかと第三者から懸念される状態をいう。「義務相反」とは、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本来の職務における判断が損なわれ、また怠った状況であると第三者から懸念される状態をいう。

3、利益相反の対象者  
役員・社員・専門委員・職員・審判員・指導者（以下、「役職員等」という。）とする。

4、基本原則  
上記の対象者は、JTU が社会からの信頼を損なわないよう十分に配慮し事業活動を行う。また、公共の利益と JTU の利益が同等の重きをもって相反する場合には、公共の利益を損なわないようにする。

5、利益相反への対応  
JTU は、役職員等の利益相反行為を防止すると共に、利益相反行為と思慮される行為が発生した場合の解決に対応するため、本ポリシーを定めるとともに、利益相反管理体制（利益相反管理委員会の設置等）を構築する。また、役職員等がより高いモチベーションで事業活動を実施することが可能となるよう、利益相反ガイドラインを策定し、これを公表する。

6、自己申告すべき情報  
理事等は利益相反の状況判断に必要とされる下記の事項に関する情報を定期的に報告しなければならない。  
①法人の役職を兼業する場合には、その法人名と役職  
②個人チームの監督、コーチ、その他競技力に関係する地位にある場合には、そのチーム名と担当役職

## 利益相反の対象者

役員・社員・専門委員・職員・審判員・指導者

## 自己申告すべき情報

- ①法人の役職を兼業する場合には、その法人名と役職
- ②個人チームの監督、コーチ、その他競技力に関係する地位にある場合には、そのチーム名と担当役職
- ③設備や物品の供与及び寄付等する場合の行為
- ④利害関係者に対する施設、設備の利用提供
- ⑤利害関係者からの物品の購入や施設の賃借

利益相反管理規程・利益相反ポリシー

<https://www.jtu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/11/riekisouhan-policy.pdf>

## 原則9 通報制度の構築

9

原則9 通報制度を構築すべきである。

- (1) 通報制度を設けること
- (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること

基本相談窓口に加え、女性専用の相談窓口を設置。相談内容は、通報相談窓口規程・倫理コンプライアンス規程に基づき相談者のプライバシーに配慮の上、対応実施。

## 通報相談窓口（基本）

- 特定行政書士



## 通報相談窓口（女性専用）

- 弁護士（女性）



## 通報相談窓口規程

<https://www.jtu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/11/tsuhosoudan.pdf>

## 倫理コンプライアンス規程

[https://www.jtu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/12/JTU\\_compliance-regulations.pdf](https://www.jtu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/12/JTU_compliance-regulations.pdf)

## 原則10 懲罰制度の構築

10

原則10 懲罰制度を構築すべきである。

- (1) 懲罰制度における禁止行為，処分対象者，処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め，周知すること
- (2) 処分審査を行う者は，中立性及び専門性を有すること

倫理コンプライアンス規程において処分対象事項と処分に至るまでの手続きを定めている。ケースにおいては国際競技団体（IF）の方針と規程に従い手続きを行う場合こととする。

## 倫理コンプライアンス規程

（該当条項）

第10条 処分内容と罰則

第11条 情報提供者の保護及び守秘義務

第12条 公示の基準

第13条 倫理委員会の対処

[https://www.jtu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/12/JTU\\_compliance-regulations.pdf](https://www.jtu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/12/JTU_compliance-regulations.pdf)

公益社団法人日本トリアスロン連合

倫理コンプライアンス規程

（2022年12月9日理事会承認）

JTU倫理コンプライアンス規程制定の理念と精神

公益社団法人日本トリアスロン連合（以下「JTU」という。）は、JTUの定款及び競技規則に則り、トリアスロンの普及および振興を図り国民の心身の健全な発展に寄与することを事業の目的としている。

その事業を公正かつ適切に行うに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、国際トリアスロン連合等（以下、「関連統括団体」という。）の倫理規程及び関連する指針に準じるものとする。

JTUは、理事会の決議をもって、この倫理規程を制定し、JTUに属する加盟団体（以下、「加盟団体」という。）とともに、法令遵守をはじめ倫理や社会的規範に関する意識の啓発を推進させていくものとする。

（目的）

第1条 この規程は、JTUの係わる競技会・行事等をもとより、年間を通しての活動における関係者の倫理に関する基本となる事項を定めることにより、JTUに対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 この規程は、JTU及び加盟団体に所属する以下の者について適用する。

- (1) JTUの役員、委員、職員（定款第21条及び第36条、第52条）
- (2) 正会員及び登録会員（定款第5条第1項1号及び2号）
- (3) 競技者（選手）及びその帯同者
- (4) 公認審判員
- (5) 公認指導者（指導員・教師・コーチ）
- (6) 主催・共催・公式大会の運営関係者
- (7) JTU並びに加盟団体及びその加盟団体に属する者

## 原則11 紛争の迅速かつ適正な解決

11

原則11 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。

(1) NF における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構による スポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること

(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を「倫理コンプライアンス規程」第14条（仲裁）・「競技規則」第146条（仲裁）に定め、周知している。

## 倫理コンプライアンス規程

（該当条項）  
第14条 仲裁

公益財団法人日本トリアスロン連合  
倫理コンプライアンス規程  
(2022年12月9日理事会承認)

J T U 倫理コンプライアンス規程制定の理念と精神

公益財団法人日本トリアスロン連合（以下「J T U」という。）は、J T U の定款及び競技規則に定め、トリアスロンの普及および振興を図り国民の心身の健全な発展に寄与することを事業の目的としている。  
その事業を公正かつ適切に行うに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、国際トリアスロン連合等（以下、「関連競技団体」という。）の倫理規程及び関連する指針に準じるものとする。  
J T U は、理事会の決議をもって、この倫理規程を制定し、J T U に属する加盟団体（以下、「加盟団体」という。）とともに、法令遵守をはじめ倫理や社会的規範に関する意識の啓発を推進させていくものとする。

（目的）

第1条 この規程は、J T U の属する競技会・行事等をもとより、年間を通しての活動における関係者の倫理に関する基本となる事項を定めることにより、J T U に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 この規程は、J T U 及び加盟団体に所属する以下の者について適用する。  
(1) J T U の役員、委員、職員（定款第21条及び第36条、第52条）  
(2) 正会長及び副会長（定款第5条第1項1号及び2号）  
(3) 競技者（選手）及びその指導者  
(4) 公認審判員  
(5) 公認指導者（指導員・教師・コーチ）  
(6) 主催・共催・公認大会の運営関係者  
(7) J T U 並びに加盟団体及びその加盟団体に属する者

## 競技規則

（該当条項）  
第146条 仲裁

第14章 仲裁

第14章 仲裁

（仲裁）

第146条 J T U 及び加盟団体が開催した大会又はその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

[https://www.jtu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/12/JTU\\_compliance-regulations.pdf](https://www.jtu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/12/JTU_compliance-regulations.pdf)

<https://www.jtu.or.jp/join/rule/>

## **原則12 危機管理・不祥事対応の体制の構築**

# 12

原則12 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。

- (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること
- (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること
- (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること

危機管理委員会を設置し、危機管理体制は構築。リスク管理規程を定め、緊急事態への対応フローを整備している。また、主催大会運営に際する危機管理対応については、リスク管理規程に定める内容の他に、随時、大会運営マニュアルに危機管理フローを明記し大会中に発生した事故等の対応に備えている。

### 危機管理委員会



[https://www.itu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/07/committee\\_20240626.pdf](https://www.itu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/07/committee_20240626.pdf)

### リスク管理規程



<https://www.itu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/pdf/RiskManagement.pdf>

### 事業毎の危機管理フローに反映

- 大会運営/安全管理
- 海外渡航
- 感染症対策
- 暑熱対策 等

<https://www.itu.or.jp/hjueewohu83kjd/>

## 原則13 地方組織等への指導・助言・支援

# 13

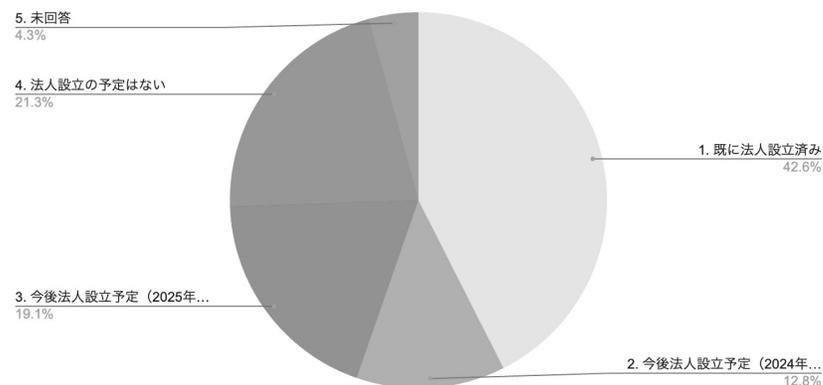
原則13 地方組織等に対するガバナンスの確保，コンプライアンスの強化等に係る指導，助言及び支援を行うべきである。

- (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに，地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導，助言及び支援を行うこと
- (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと

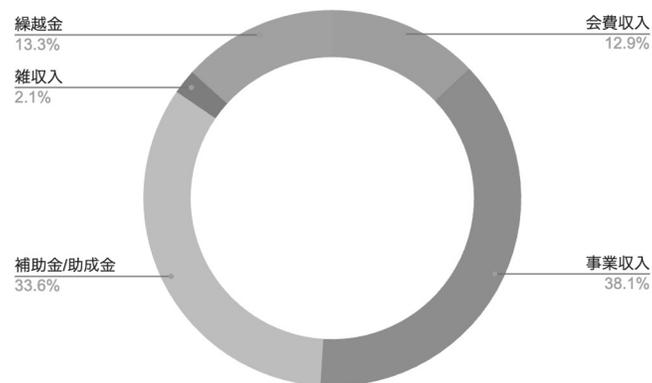
## 加盟団体サーベイの実施

都道府県加盟団体・学連連合の組織運営の現状把握のため、加盟団体サーベイ（調査）を実施。運営体制、役員体制、収支構造、など基礎調査を実施。加盟団体毎の横連携も図り、調査結果を基に、支援体制を構築する。

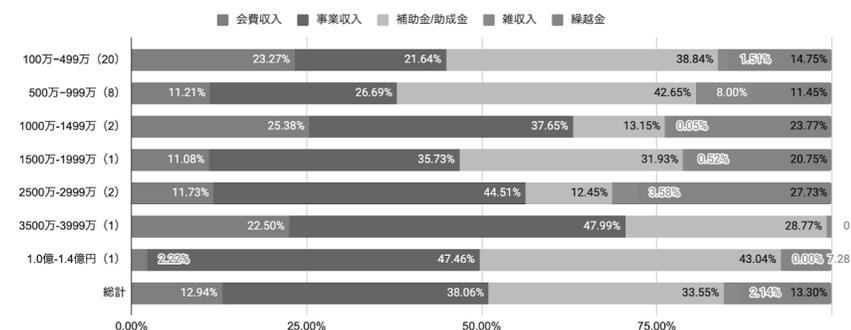
法人化状況に関する調査



収益構造



収入規模毎の分布



原則13 地方組織等に対するガバナンスの確保，コンプライアンスの強化等に係る指導，助言及び支援を行うべきである。

- (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに，地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導，助言及び支援を行うこと
- (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと

### 加盟団体法人化支援



✓48団体中**21**団体法人化（8団体が予定）

（2024年6月時点）

✓専門化の法人化サポート体制を構築

✓勉強会/相談会/手続きをサポート

### 加盟団体コンプライアンス 連携体制



✓全加盟団体にコンプライアンス担当配置を必須化

✓コンプライアンス連携会議を実施

✓地域主導でのコンプライアンス強化体制を推進